

## 富山大学の研究活動における不正防止に関する規則

平成18年12月26日制定 平成19年4月1日改正  
平成19年11月15日改正 平成20年4月1日改正  
平成25年7月23日改正 平成26年6月24日改正  
平成27年4月1日改正 平成27年7月1日改正  
平成28年3月7日改正 平成30年7月6日改正  
令和元年6月17日改正

### (趣旨)

第1条 この規則は、富山大学研究者倫理・行動規範の趣旨に則り、富山大学（以下「本学」という。）の研究者による研究活動における不正行為の防止及び不正行為の問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決を図るため、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において「研究者」とは、本学の職員のうち職務として研究に携わる者（過去に携わっていた者を含む。）及び専ら本学の施設・設備を使用して研究する者をいう。

2 この規則において「研究活動」とは、資金の出所にかかわらず、研究者が行う研究活動全般をいう。

3 この規則において、「研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）」とは、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめ（報告を含む。）の際においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、不正行為に該当しない。

#### (1) 捏造

架空のデータ、研究成果等を作成すること。

#### (2) 改ざん

研究資料・機器・過程を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

#### (3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

#### (4) 研究費不正使用

研究費を不正に使用するなど、法令や関係規則を遵守しないこと。

#### (5) その他

前各号のほか、本学の研究者として研究者の倫理又は行動規範に著しく反する行為をすること（二重投稿や不適切なオーサーシップ等）。

4 この規則において「被通報者」とは、直接の通報の対象となった研究者及びこれ以

外の者で、調査の過程において当該通報の対象となった研究に係わる研究者で不正行為に関与したと認められるものをいう。

(研究活動における不正への対応に関する本学の責任の所在)

第3条 この規則の施行及び研究者の責任ある研究活動における倫理観の醸成については、研究業務を担当する理事（以下「担当理事」という。）が責任を有する。

2 担当理事は、研究者の研究活動が適切に行われるために、教育・研修等による啓発を継続的に行わなければならない。

3 担当理事は、この規則に定めるもののほか、必要な対応の体制を整備するとともに、不正行為への対応方針について学内外に広く公表しなければならない。

4 本学の教員は、学生が修学の一環として行う研究活動において不正行為を行わないよう、適切に指導する責任を有する。

(窓口等)

第4条 不正行為に関する通報（相談を含む。以下同じ。）の窓口は、国立大学法人富山大学倫理ヘルプライン規則（以下「ヘルプライン規則」という。）第2条第2項に規定する倫理室及び学外の法律事務所とする。

2 不正行為に関する通報の方法は、電子メール、封書、電話、FAX、面談によるものとする。

3 不正行為に関する通報は、ヘルプライン規則第3条第3項の規定に基づき、実名、連絡先（以下「実名等」という。）、被通報者名、不正行為の態様等当該事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されていなければならない。ただし、実名等が明示されていない場合でも、不正行為とする合理的な根拠がある場合には、これを受け付けるものとする。

4 倫理室は、通報内容が不正行為に関するものであるときは、ヘルプライン規則第5条第2項の規定にかかわらず、当該事案を担当理事に移送するとともに学長に報告するものとする。ただし、当該事案が担当理事に係るものである場合は、学長が指名する役員へ移送するものとする。

5 倫理室が受け付けたことが通報者にわからない方法で通報があった場合、担当理事又は学長が指名する役員（以下「担当役員等」という。）は、実名等が明示されていない通報である場合を除き、通報者に受け付けたことを通知するものとする。なお、実名等が明示されていない通報において、調査結果が出る前に通報者の実名等が判明したときは、速やかに通報者に受け付けたことを通知するものとする。

6 不正行為が行われる恐れがある、又は不正行為を求められているという通報については、倫理室は、当該事案を担当役員等に移送し、担当役員等はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うものとする。

(秘密保持)

第5条 倫理室は、不正行為に関する通報を受け付ける場合、通報者（相談者を含む。以

下この条において同じ。)が特定されないよう秘密を守るため、個室での面談を実施し、又は担当職員以外が電子メールなどを見聞できないよう、適切な措置を講じなければならない。

2 倫理室、第4条第1項に規定する学外の法律事務所、担当役員等、第7条第5項に規定する予備調査会及び第9条第5項に規定する調査委員会の構成員をはじめ窓口に寄せられた不正行為に関する通報を知る立場にある者(以下「調査関係者」という。)は、通報に係る通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

3 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。

(通報者等の保護)

第6条 学長は、悪意(被通報者を陥れるため、被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害及び被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し審査終了までは、解雇、配置転換、懲戒処分、降格等を行ってはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し審査終了までは、研究活動を全面的に禁止してはならない。また、同様に解雇、配置転換、懲戒処分、降格等を行ってはならない。

3 前2項以外で通報者又は被通報者から不利益な取扱いを受けていると連絡があった場合は、ヘルプライン規則第10条第2項及び第3項を準用するものとする。

(予備調査)

第7条 担当役員等は、第4条第4項の規定により移送された事案が同条第3項に規定する要件を満たしている場合は、不正行為に該当する可能性があるか否かを内部的に調査するため、事案毎に予備調査会を設置し、速やかに予備調査を開始しなければならない。ただし、同要件を満たしていない場合は、通報者の実名等が明示されていない場合を除き、通報者に内容を確認の上、予備調査を開始することができるものとする。

2 予備調査会は、当該案件について、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された合理的な根拠の論理性など通報内容の信憑性、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間(それが判然としない場合は5年間。以下同じ。)を超えるか否かなど調査可能性等について調査を行うものとする。

3 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か判断するものとする。

- 4 担当役員等は、予備調査の結果について、速やかに学長に報告することとする。
- 5 予備調査会の構成員は、第9条第5項第2号から第5号までに掲げる者のうちから、担当役員等が指名する。

(本調査の開始等)

第8条 学長は、予備調査の結果を踏まえ、通報を受け付けた日から30日以内に、本調査を行うか否かを決定するものとする。なお、本調査を行う場合は、本調査の実施を決定した日から、概ね30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 学長は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者（当該被通報者が本学以外の機関に所属する者であった場合は、その所属機関への通知を含む。）に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 学長は、本調査の開始に先立ち、調査委員の氏名及び所属について通報者及び被通報者に通知する。
- 4 通報者及び被通報者は、2週間以内に理由を付して調査委員に関する異議申立てをすることができるものとする。なお、異議申立てがあった場合、学長はその異議申立てについて審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 5 学長は、当該事案の研究に係る資金を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）がある場合、通報を受け付けた日から30日以内に資金配分機関に調査の要否について報告するものとする。また、本調査を行う場合には、本調査の実施に際しての調査方針、調査対象、方法等について資金配分機関に報告し、協議するものとする。なお、当該事案が第2条第3項第1号から第3号に掲げる行為（以下「特定不正行為」という。）に関するものの場合は、文部科学省にも報告するものとする。
- 6 学長は、本調査を行わないことを決定した場合、理由を付して通報者に通知し、予備調査に係る資料等を保存しなければならない。この場合において、通報者又は当該事案に係る資金配分機関から請求があった場合、当該資料等を開示するものとする。

(調査委員会)

第9条 学長は、本調査を実施するため、事案毎に研究不正疑義調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の名称は、事案毎に調査委員会の後に括弧書きで対象となる事案の略称を付すものとする。
- 3 調査委員会の任務は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 疑義に関する調査を行うこと。
  - (2) 前号の調査の結果を学長に報告すること。
  - (3) その他対象となる事案に関して必要なこと。
- 4 調査委員会は、調査を行うに当たり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に行うよう努めなければならない。

5 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、事案が特定不正行為に関するものであるときは、委員の半数以上を第4号及び第5号の外部有識者とし、全ての委員は、通報者又は被通報者と利害関係を有しない者でなければならない。

(1) 担当役員等

(2) 国立大学法人富山大学教育研究評議会規則第2条第4号から第8号に掲げる者のうち、事案に応じて学長が指名する者

(3) 研究振興部長

(4) 当該事案に係る研究分野の学外研究者

(5) 法律の知識を有する学外者

(6) その他事案に応じて専門的知識を有する者で学長が必要と認めるもの

6 前項の規定にかかわらず、事案が第2条第3項第4号に関するものであるときは、第4号及び第5号の委員を除くことができる。

7 委員の任期は、当該事案に係る第3項の任務が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合、学長は、速やかに後任の委員を補充するものとする。

8 調査委員会に委員長を置き、担当役員等をもって充てる。

9 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

10 調査委員会に副委員長を置き、委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。

11 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

12 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

13 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

14 調査委員会が必要と認めたときは、学協会等の研究コミュニティに第3項第1号に定める業務の全部又は一部を委託することができる。

(本調査の方法等)

第10条 本調査は、当該研究に係る論文、生データ、実験・観察ノート等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請等により行うものとする。なお、本調査を行う場合は、被通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

2 被通報者が弁明を行う場合は、当該研究が合理的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づき適切な表現で書かれたものであることを、合理的な根拠を示して説明しなければならない。

3 調査委員会は、前項の弁明において、被通報者が生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は、不正行為とみなすものとする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができない等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。また、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬

などの不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによる場合についても同様とする。

- 4 調査委員会は、再実験等により再現性を示す必要があると判断した場合又は被通報者が自らの意思によりそれを申し出た場合には、その者に対して必要な再実験等を行うことを要請し、若しくは認めるものとし、当該再実験等に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）については、本学として保障するものとする。ただし、被通報者により同じ内容の申出が繰り返して行われた場合、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、当該申出を認めないものとする。
- 5 調査委員会は、調査を行う過程で被通報者に係る当該研究以外の研究に関して疑義が生じた場合、調査委員会の判断によりその他の研究等も調査の対象とすることができる。
- 6 調査委員会は、必要に応じて調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に係る機器資料等の保全の措置をとることができる。
- 7 調査委員会は、前項の措置をとる場合、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に被通報者が所属する部局の長へ通知しなければならない。
- 8 調査委員会が一時閉鎖した場所の調査及び保全された機器、資料等の調査を行う場合は、必要に応じて調査委員会が指名する教員を立ち合わせることができるものとする。
- 9 学長は、資金配分機関から請求があった場合、正当な理由がある場合を除き、調査が終了しない段階であっても、調査の関係資料及び中間報告等を調査委員会から報告させ、当該資金配分機関に提出し、又は当該資金配分機関による調査の関係資料及び中間報告等の閲覧若しくは現地調査に応じるものとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかにその事実を認定し、配分機関に報告するものとする。
- 10 上記に掲げるもののほか、調査委員会における調査の方法等については、調査委員会が定める。

（事実の認定）

第11条 調査委員会は、本調査の開始から概ね150日以内に、調査結果に基づき、不正行為の有無を認定するものとする。なお、認定に当たっては、前条第2項の被通報者が行う弁明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

- 2 不正行為があったと認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等（共著者の論文等を含む。）及び当該研究における役割等、その調査事案が第2条第3項第4号に掲げる行為の場合には、その不正使用の相当額を認定するものとする。

- 3 不正行為がなかったと認定された場合で、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその認定を行うものとする。なお、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査協力義務)

第12条 調査対象となっている事案に係る研究者は、調査委員会の要請に対して、積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負う。

- 2 関係部局をはじめとする本学職員は、予備調査会及び調査委員会の要請に対して、積極的に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

第13条 学長は、通報者及び被通報者（当該被通報者が本学以外の機関に所属する者であった場合は、その所属機関への通知を含む。）に、調査結果を通知するものとする。また、資金配分機関がある場合には、通報等を受け付けた日から210日以内に資金配分機関に調査結果を提出するものとする。なお、正当な理由により期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

なお、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査において、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った前後措置及びその措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付するものとする。

- 2 学長は、調査事案が特定不正行為に関するものであるときは、調査結果を文部科学省に報告するものとする。

(悪意に基づく通報)

第14条 調査委員会が、調査の過程において当該通報が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該通報を悪意に基づくものと認定のうえ、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合、通報者（当該通報者が本学以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関への通知を含む。）、被通報者及び資金配分機関がある場合はその機関に通知するものとする。

- 3 第1項及び第15条第4項による再調査の結果、悪意に基づく通報であると認定された場合は、学長は、必要に応じて、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等適正な措置をとるものとする。

(不服申立て)

第15条 第11条及び前2条の規定により不正行為を行ったと認定された者又は悪意に基づく通報を行ったと認定された者は、その認定に関して、理由を付して、学長に不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立てを行う場合は、前2条に規定する調査の結果の通知を受け取った日（被通報者の所在が不明な場合など当該通知を直接被通報者に渡すことができない場合は、内容証明付きの郵便を発送した日の翌々日）を起点として14日以内に行わなければ

ばならない。

- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合、もしくは新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、学長の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。
- 4 不正行為があったと認定された者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査について速やかに決定し学長に報告しなければならない。なお、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合で、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断したときは、学長は以後の不服申立てを受理しないことができる。
- 5 調査委員会が再調査を行う場合は、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を要請する等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めることとする。ただし、被通報者の協力が得られない場合は、再調査を中止すると同時に、審査を打ち切ることができるものとし、直ちに学長に報告し、被通報者に当該決定を通知する。
- 6 学長は、被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合は、通報者に通知するとともに、資金配分機関がある場合はその機関に、調査事案が特定不正行為に関するものであるときは文部科学省に報告する。不服申立ての却下、再調査開始の決定及び前項の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会が第4項の規定に基づく再調査を開始した場合は、概ね50日以内にその結果を学長に報告し、学長は当該結果を被通報者（当該被通報者が本学以外の機関に所属する者であった場合は、その所属機関への通知を含む。）及び通報者に通知するとともに、資金配分機関がある場合はその機関に、調査事案が特定不正行為に関するものであるときは文部科学省に報告する。
- 8 学長は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合は、被通報者に、及び当該通報者が本学以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関に通知するとともに、資金配分機関がある場合はその機関に、調査事案が特定不正行為に関するものであるときは文部科学省に報告する。
- 9 調査委員会は、前項の不服申立てについて概ね30日以内に再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。学長は、この審査結果を通報者に、及び当該通報者が本学以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関に、並びに被通報者に通知するとともに、資金配分機関がある場合はその機関に、調査事案が特定不正行為に関するものであるときは文部科学省に報告する。

（調査結果等の公表）

第16条 学長は、調査委員会が調査事案について不正行為が行われたと認定した場合、

原則として調査結果を公表しなければならない。なお、公表する内容には、必要に応じて不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等が含まれるものとする。

2 学長は、調査委員会が調査事案について不正行為がなかったと認定した場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。なお、調査結果を公表する場合、その内容については、当該調査事案の社会的影響等を考慮して決定するものとする。

3 調査委員会は、不正行為がなかったと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(調査の結果を受けた処理)

第17条 学長は、本調査の結果を踏まえて、必要に応じて、不正行為を行ったと認定された者あるいは悪意に基づく通報と認定された通報者に対して、国立大学法人富山大学職員就業規則第38条及び国立大学法人富山大学職員懲戒規則に基づく懲戒の審査を行うとともに、特に必要と認める場合は刑事告発等の処置を行わなければならない。

2 学長は、不正行為を行ったと認定された者あるいは悪意に基づく通報と認定された通報者が本学の学生である場合には、国立大学法人富山大学学則第77条に基づき、懲戒を行うことができる。

3 学長は、不正行為を行ったと認定された者に対し、不正行為があったと認定された論文等の取り下げを勧告しなければならない。

(研究費の執行等)

第18条 学長は、本調査を行うことを決定した場合、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費(当該研究に係るあらゆる資金。以下同じ。)の支出の停止等適切な措置をとることができる。

2 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与は認定されていないが、不正行為が認定された論文等の主たる著者の当該研究に係る研究費の支出を直ちに中止する措置をとらなければならない。

3 学長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費支出の停止等の措置を解除する。

(他機関等との関係)

第19条 通報内容において、調査対象として本学の研究者が該当しないときは、該当する研究機関等に当該通報を回付する。

2 本学以外の他の機関等から、本学の研究者が対象となる研究活動における不正行為に該当する事案が回付された場合には、第4条に規定する倫理室に通報があったものとして取り扱うこととする。報道等により不正行為が指摘された場合においても、同様とす

る。

- 3 調査の対象が他の機関の研究者にも関係する場合等，調査を行うに当たり他の機関との連携が必要な場合には，調査委員会は，当該他の機関に必要な協力要請を行うなど，調査が円滑に行われるようにしなければならない。
- 4 本学以外の他の機関から，研究活動における不正行為に該当する事案について協力を要請された場合は，本学として誠実に協力するものとする。

(事務)

第20条 この規則に関する事務は，研究振興部研究振興課が行う。

附 則

この規則は，平成18年12月26日から施行する。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成19年11月15日から施行し，平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成25年7月23日から施行する。

附 則

この規則は，平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成27年7月1日から施行し，平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成28年3月7日から施行する。

附 則

この規則は，平成30年7月6日から施行する。

附 則

この規則は，令和元年6月17日から施行する。